

平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 アズビル株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 曾禰 寛純
(コード番号 6845 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員グループ経営管理本部長 横田 隆幸
(TEL : 03 - 6810 - 1009)

株式会社の支配に関する基本方針について

～大量買付ルールの継続のお知らせ～

当社は、平成 20 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号、以下「基本方針」といいます。）並びに、この基本方針を実現するための特別な取組み（同条第 3 号ロ(1)）について決定し、同日付でお知らせいたしました。また、平成 23 年 5 月 10 日開催の取締役会において、その一部を修正し、継続することを決定しております。

今般、現行の大量買付ルールの有効期間が終了した後に、所要の変更を行った上で継続することを本日開催の取締役会において決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、主な変更点は文書内容の重複の解消や簡素化に留まっております。

【大量買付ルールの要旨】

上記特別な取組みの一部として定める大量買付ルールとは、大量買付行為がなされた場合において、当該大量買付行為を行う者に対して①一定の手続を遵守すること及び②必要かつ十分な情報提供を行うことを求めることによって、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かを株主の皆様にご判断いただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保・提供することを目的としており、新株及び新株予約権の割当て等を用いた具体的な買収防衛策について定めるものではありません。

ただし、当社取締役及び当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合には、善管注意義務を負う受託者として、株主の皆様の意思を最大限尊重しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対処していく所存です。

I 基本方針

当社は、「私たちは、『人を中心としたオートメーション』で、人々の『安心、快適、達成感』を実現するとともに、地球環境に貢献します。」という **azbil** グループ理念のもと、企業活動を健全に継続、成長させ、株主の皆様、お客様、従業員、地域社会の皆様等、全てのステークホルダーに対して、中長期的な視点に立ち、企業価値を常に向上させ、最大化することが使命であると考えております。

当社は、大きく変化する社会・企業環境にあつて、**azbil** グループ理念を踏まえ、永年培った計測と制御を中核とした技術とリソースを活かした安全・安心で高品質・高付加価値の製品・サービスを提供し、これまで以上にお客様の課題解決にあたるグループ一体経営を推進することが、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

このため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、**azbil** グループ理念を尊重し、かつ、上記施策を進めることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させる者が望ましいと考えており、最終的には当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えております。

当社は、東京証券取引所第一部上場企業として、当社株式の高度の流通性を確保することも、当社の重要な責務であると認識しており、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものでない限り、大量買付行為を否定するものではありません。

しかし、大量買付行為を行った上で、不適切な手段により株価をつり上げて高値で株式を会社に引き取らせる行為や、いわゆる焦土化経営等、大量買付者以外の株主の株式の価値を不当に低下させ、大量買付者の利益のみを追求する行為が行われる可能性を否定することはできません。

当社は、企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、取締役会の同意を得ない経営権獲得を否定するものではありませんが、プレミアムを十分に評価せずに、大量買付者とその他の株主の皆様との情報格差を利用して不当に安い価格で大量買付行為を行うことや、長期保有を望まれている株主の皆様に対して強圧的な手段を用いて株式の売却を迫る行為を容認することはできません。

II 基本方針を実現するための当社の取組み

1 中期経営計画の実行による企業価値向上のための取組み

当社は、「人を中心としたオートメーション」すなわち、人を中心に据え、人と技術が協創するオートメーション世界の実現に注力し、お客様の安全・安心や企業価値の向上、地球環境問題の改善等に貢献する世界トップクラスの企業集団になることを長期目標としております。この目標達成に向け、技術・製品を基盤に、ソリューション展開で「顧客・社会の長期パートナー」となること、地域の拡大と質的な転換で「グローバル展開」

を進めること、さらにその具現化に向け「学習する企業体」へと組織的な変革を進めることの3つを基本方針として掲げ、事業拡大へとつなげることのできる事業体質への変革を進めてまいりました。そして、これまでに強化した経営基盤をベースに、グローバルで施策展開のフェーズを進めるべく、平成 26 年 3 月期を初年度とする 4 ヶ年の中期計画を策定し、ステークホルダーとの良好な関係のもと、グローバル社会で責任ある存在として、**azbil** グループならではの製品・技術・サービスを国内外で展開することによって、企業価値の増大を図る取組みを進めております。

具体的には、「建物」のオートメーションを進めるビルディングオートメーション事業については、独自の環境制御技術で、人々に快適で効率の良い執務・生産空間を創り出し、同時に環境負荷低減に貢献する事業として展開いたします。「工場やプラント」のオートメーションを進めるアドバンスオートメーション事業については、生産に関わる人々との協働を通じ、先進的な計測制御技術を発展させ、お客様の新たな価値を創造する事業として展開いたします。「生活・生命」に関わる領域でオートメーション技術を活用するライフオートメーション事業については、永年培った計測・制御・計量の技術と行き届いたサービスを組み合わせ、人々のいきいきとした暮らしに貢献する事業として展開いたします。そして、これら3つの事業を有機的に結びつけ、持続的な成長を可能にしてまいります。さらに、経営を取り巻く諸リスクへの備えを強化し、**CSR** を重視した経営を行うとともに、コーポレートガバナンスの強化を着実に進めております。

2 大量買付行為において株主の皆様にご判断いただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保・提供するための取組み

(1) 基本的な考え方

当社は、大量買付者に対して当該大量買付行為についての情報提供を求めるとともに、株主の皆様が、当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を害するものかどうかを判断する機会を保障することが必要と考えており、そのための手続として「大量買付ルール」を定めております。

(2) 手続の適用対象

大量買付ルールは、以下 (i) または (ii) に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為の場合に大量買付者に対して当該大量買付行為についての情報提供を求めます。

- (i) 当社が発行者である株券等¹について、公開買付け²に係る株券等の大量買付

¹金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。

²金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けをいいます。

者及び大量買付者の特別関係者³の株券等所有割合の合計が **20%**以上となる公開買付けを行おうとする場合

- (ii) 当社が発行者である株券等⁴について、大量買付者及び大量買付者グループ⁵の株券等保有割合⁶が **20%**以上となる買付けその他の取得（市場取引、公開買付け等の具体的な買付け方法の如何は問わないものとします。）を行おうとする場合

※以下、(i) 及び (ii) の行為のいずれについても、当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、「大量買付行為」といい、大量買付行為を行おうとする者を「大量買付者」といいます。

(3) 大量買付ルールの詳細

- (i) 当社に対する意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合、大量買付者は、大量買付行為に先立ち、必ず、当社取締役会に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める手続により提出していただきます。具体的には、意向表明書に別紙①に定める情報を記載していただきます。

- (ii) 当社に対する大量買付情報の提供

当社取締役会は、上記 (i) の意向表明書を受領後 **10** 営業日以内に、大量買付者に対し、別紙②に定める情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを交付して、情報提供を求めます。

なお、当社取締役会は、大量買付者から提出された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為を評価するために不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、大量買付者に対して、追加情報を提出するよう求めるものといたします。

- (iii) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大量買付行為の評価のために必要かつ十分な大量買付情報を受領した場合又は大量買付者が大量買付情報の提供を拒んだ場合には、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の **a** 又は **b** の期間（いずれも初日は含みません。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のため

³金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。

⁴金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。

⁵金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

⁶金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。

の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、公表します。大量買付者は、意向表明書の提出後、取締役会評価期間が満了するまでは、大量買付行為を開始しないようお願いいたします。

- a 大量買付行為の対価が現金（円貨）の場合であって、大量買付者が当社の要求した大量買付情報の提供を拒まなかった場合 最長 60 日以内
- b その他の場合 最長 90 日以内

(iv) 大量買付行為の評価方法等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものか否かを評価します。たとえば、別紙③に記載した場合は、企業価値・株主共同の利益を害する大量買付行為と評価することとなります。

当社取締役は、取締役会評価期間中、必要に応じて、企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するための措置や買付条件の改善について大量買付者と交渉し、又は、株主の皆様に対する代替措置の提案を行うことができるものといたします。

また、大量買付者が、意向表明書に記載された大量買付行為に関する事項について重要な変更を行った場合、当社取締役会は、当該変更内容を、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から検討し、従前の提案と同一性を有する提案であるものとして取り扱い、大量買付ルールに基づく従前の手続を継続するか、従前の提案内容に関しすめられてきた手続を中止し、新たな提案として取り扱うかを判断いたします。

なお、当社取締役会は、大量買付者による大量買付行為の検討等に当たって、当社の費用において、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタント等を含む独立の第三者の助言を受けることができるものといたします。

(v) 情報開示

当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実、大量買付情報その他大量買付者から受けた情報及び当社取締役会の評価内容その他の状況のうち当社取締役会が適当と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(4) 大量買付ルールの有効期間、廃止及び変更

大量買付ルールは、平成 26 年 7 月 1 日から 3 年間を有効期間とするものといたします。

また、有効期間内であっても、当社取締役会において、法令等の改正や判例の動向

等を考慮して、大量買付ルールの見直し若しくは廃止が決議された場合には、大量買付ルールを随時、見直し又は廃止できることといたします。かかる場合、取締役会は、法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、法令等に改正があり、これらが施行された場合には、大量買付ルールにおいて引用する法令等は、改正後の法令等を実質的に継承する法令等に、それぞれ読み替えられるものといたします。

以上

意向表明書に記載していただく情報

- 1 大量買付者の概要
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (2) 代表者の役職及び氏名
 - (3) 会社等の目的及び事業の内容
 - (4) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位 10 名）の概要
 - (5) 国内連絡先
 - (6) 設立準拠法
- 2 大量買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前 180 日間における大量買付者等の当社の株券等の取引状況
- 3 大量買付者が提案する大量買付行為の概要
 - (1) 大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数
 - (2) 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）
 - (3) 大量買付行為の買付予定価格

以上

大量買付情報

- 1 大量買付者及び大量買付者グループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- 2 大量買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（大量買付行為の対価の種類及び金額、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、並びに大量買付行為の実行の現実的可能性等を含みます。）
- 3 大量買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- 4 大量買付行為の資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- 5 大量買付者が意図する経営方針及び事業計画等
- 6 大量買付者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様と与える影響とその内容
- 7 大量買付者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーと与える影響とその内容
- 8 その他、当社取締役会が評価にあたり必要とする情報

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと評価する場合（例示）

- 1 大量買付者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、高値で当社株式を当社グループ又はその関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合
- 2 大量買付者が、会社経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者や大量買付者グループに移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合
- 3 大量買付者が、会社経営を支配した後に、当社グループの資産を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で大量買付行為を行う場合
- 4 大量買付者が、会社経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合
- 5 大量買付者の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、大量買付行為を行うものである場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- 6 大量買付者が、大量買付者とその他の株主の皆様との間の情報格差を利用して著しく安い価格で大量買付行為を行う場合
- 7 大量買付者が、買付資金を十分に有することを当社に証明することなく大量買付行為を行う場合
- 8 大量買付者が、大量買付ルールに定める手続を遵守せず、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報及び時間を確保することなく大量買付行為を行う場合
- 9 大量買付行為が、当社の継続的かつ健全な事業活動のために保護すべき利益を害するものであると合理的に判断される場合
- 10 大量買付者の意図する経営方針及び事業計画等が、不十分又は不適當であり、大量買付行為が行われた場合における当社の企業価値・株主共同の利益が害されると合理的に判断される場合
- 11 その他、当社の企業価値・株主共同の利益を害すると合理的に判断される場合

以上